

# 赤い羽根共同募金「募金百貨店プロジェクト」実施要項

## 1. 趣 旨

商店・事業所（以下「企業等」という。）も地域社会の一員として、健全な地域社会の維持・発展を推進していく役割を地域住民の方々とともに果たすことが期待され、様々な社会貢献活動に取り組まれているところでもあります。

企業等において社会貢献を目的として販売する商品の売上の一部を共同募金に寄付する「寄付金付き商品」を企画し、赤い羽根共同募金「募金百貨店」を開設するプロジェクトを実施します。

## 2. 参加資格

本プロジェクトの参加は、共同募金の趣旨を理解し、積極的に地域福祉の向上に貢献しようとする企業等であること。

## 3. 登録及び覚書の締結

- (1) 企業等は、登録申請書（様式第1号）により募金百貨店プロジェクトへの登録申請を行います。
- (2) 企業等は、商品名、販売期間、寄付額・割合、寄付振込期日、報告方法を明記した覚書（様式第3号）を社会福祉法人岐阜県共同募金会大垣市支会（以下「市支会」という。）と締結します。

## 4. 募金方法

- (1) 企業等が「寄付金付き商品」として売上げた商品の金額に対して、一定比率等の金額を赤い羽根共同募金に寄付します。
- (2) 寄付比率は、継続可能な無理のない寄付額で、概ね売上の1%～10%程度を目安とします。
- (3) 企業等において、共同募金を通じて社会福祉事業に役立てられる商品であることを明記したチラシ等を作成し、商品の販売等を行います。
- (4) 市支会は、共同募金を通じた社会貢献活動を目的とした商品として、関係機関・団体へ紹介します。

## 5. 寄付金額の報告・送金

企業等は「寄付金付き商品」の販売結果等を、結果報告書（様式第2号）により、期日までに市支会へ報告し、寄付金を市支会の指定銀行口座に送金します。

なお、寄付金は税制上の優遇措置が適用され、法人からの寄付は全額を損金の額に算入することができます。

## 6. 寄付金の配分

寄付金は、岐阜県共同募金会の配分計画に基づき、地域福祉を推進する事業に配分されます。

## 7. 商品広報資材

企業等が作成する赤い羽根共同募金のデザインを施した販売用チラシ等は、市支会の承認を得てから使用するものとします。

## 8. ご協力の流れ

- (1) 募金百貨店プロジェクトの趣旨に賛同いただける場合は、市支会へご連絡ください。
- (2) 企業等の本業を活かした「寄付金付き商品」の企画を市支会とともに立案・策定します。
- (3) 「寄付金付き商品」が決定したら、募金百貨店プロジェクトに登録、覚書を締結し、協力して広報活動を行います。
- (4) 実施期間中企業等の店舗やイベント等において、「寄付金付き商品」の販売を行います。
- (5) 実施期間終了後、市支会へ結果報告書の提出、寄付金の送金をします。ご協力いただいた寄付金は、翌年の地域福祉活動に役立てられます。

## 9. 主 催

社会福祉法人岐阜県共同募金会大垣市支会、協力企業等

## 10. 問合せ先

社会福祉法人岐阜県共同募金会大垣市支会

(社会福祉法人大垣市社会福祉協議会内)

〒503-0922 大垣市馬場町 124 番地 大垣市総合福祉会館内

TEL:0584-78-8182 FAX : 0584-71-7533

E-mail:akaihane@ogakishakyo.or.jp